外国人学校の保健衛生環境に係る有識者会議(第1回)委員の意見

【新型コロナウイルス感染症感染対策】

外国人学校の場合、遠方から 1 時間以上かけて通学する子供もおり、スクールバスにおける感染症対策は深刻な問題。

換気や乗車前の体温チェック等は実施しているが、梅雨や猛暑の時期は換気が難しい。 家族由来の感染事例が多い。外国人学校には同じ学校に兄弟で通っているケースも多いので、家庭内クラスターがすぐに学校クラスターにつながってしまう。

文化の違いも念頭に置くことが大切。保護者の方の情報源は横のつながりが中心であり、そのネットワークをどのように活用するかが問題。

災害共済給付・学校保健安全法など様々な規定があるが、それとは別途、健康診断など は可能な限りやっていく必要がある。

具体的な対応を国・自治体がそれぞれどこまでできるのか。

【外国人学校及び外国人学校に通う子供たちの把握】

各外国人学校の体制や運営、誰がどこの学校に通っているかといった把握が重要。認可されていない学校に通う子供も多数存在することが想定される。

学校単位、教育委員会、首長部局(保健衛生担当部局)といった複数の手法での把握が考えられる。また首長部局や外国人の支援を行う NPO 等の団体と連携し、そのルートから外国人の子供が通っている学校を把握することについての趣旨の通知が文科省からも発出されている。

子どもの就学実態や、出入国管理記録等からの把握も考えられるのではないか。

【適切な情報提供】

文部科学省作成の「学校における衛生管理マニュアル」(以下、「衛生管理マニュアル」 という。)が更新されるたび、外国人学校にもタイムリーに届けていることに感謝。無 認可施設に情報が届かないなど情報提供の方法に一部課題があるのではないか。

衛生管理マニュアルについては、一般論を英訳しているのはよいが、加えて、日ごろ使 える具体的な情報も訳し提供することが重要(消毒薬の希釈の仕方等)。

やさしい日本語や多言語化による情報提供は重要。加えて、外国人学校への情報提供ルートについては、口コミやコミュニティが大きな役割を果たすのではないか。情報を咀嚼して媒介する役割が重要。

【衛生基準の担保】

学校保健安全法の対象は 1 条校に限られており、専修学校は準用、各種学校は対象外となっている。条文の中には、「学校は計画を立てて管理」という規定があり(第5条)

これは非常に細かい内容。この管理に専門家が必要であることを考えると、今回検討の対象とする外国人学校にすべからく学校保健安全法を適用するのは厳しい。衛生管理マニュアルを活用していくことになろうかと思う。

【自治体等との関係】

都道府県・市区町村をまたいで通学する生徒が多数存在し、広域行政の観点が必要。 人事異動があるため、行政担当者との継続的な関係構築が難しい場合もある。

学校や設置者が助けを求める場所としてまず教育委員会が想定されると思われるが、 窓口として、教育委員会ではなく、保健所や、地域の保健衛生担当の方が適切なケース もあるのではないか。

【心のケア等】

心のケアや誹謗中傷対策も、本会議における検討の範疇に含まれるのではないか。外国 人学校も地域からの孤立対策の観点からも重要。

【その他】

対策には資金が必要。国が資金措置してくれたことはありがたいが、それが学校現場でどのように活用されているのかにも関心がある。

ブラジル学校に通う子供たちの中には日本の学校になじめず、ブラジル学校が居場所になっている場合がある。

外国人も当然新型コロナ感染症について関心は高く、各学校でできることには取り組んでいるし、もっとやりたいと考えているが、各学校だけの力では限界がある。

養護教諭と管理職のリーダーシップや、関係機関の体制整備はできているのか。

外国語対応が可能な医療機関リストを作成し、該当する医療機関の医師を、外国人学校のかかりつけ医のような位置づけにすることも一案。

ブラジル人が感染した場合、保健所との連携、ポルトガル語での名前の把握等、接触者の特定も含めて苦慮することが多い。

我々(浜松市)とブラジル人学校との関係は密接であり、就学支援の補助金を持っているので体制は整っている。今後もプッシュ型支援や、face to face の対応が必要。

フリースクールのような場も「外国人学校等」に含まれるのかと気づかされた。専ら外国人の教育を目的としている施設、チャーチスクール、託児所の中に学齢期の子供がいるところ、オンラインで支援をしている場合、15歳以上も含まれるのか等、外国人学校の定義を明確にすることが、運営主体自体が情報を主体的に受け取るアクションにつながるのではないか。

外国人学校の定義づけを行うことよりも、外国人の子供たちがどういうところに就学 していてその子供たちの健康をどう保障していくかという部分が大切ではないか。

外国人学校の保健衛生環境に関する論点(案)

令和3年6月23日

1. 外国人学校の保健衛生に係る現状について

- ○現状の外国人学校の保健衛生に係る現状把握の方法で、現に存在する外国人学校をどこまで網羅できているのか。もしできていないのだとすれば、どのようにすれば網羅的に外国人学校を把握できるのか
- ○現在行っている調査方法で、外国人学校における児童生徒や教職員の保 健衛生に係る課題(新型コロナウイルス感染症に係る課題を含む)をど の程度適切に把握できているか
- ○外国人学校の保健衛生に係る現状把握等にあたり、行政を含むステークホルダー (NPO 等の地域コミュニティを含む) がどのような形で関わるのが望ましいのか

2. 外国人学校の保健衛生環境の改善について

- ○現在実施している情報提供等の支援策がどの程度有効に働いているか
- ○現在実施しているものの他に考えられる支援策としてどのようなものが あるか
- ○支援策を有効に実施していくためには、どのようにステークホルダーと 連携していくことが望ましいか
- ○外国人学校の児童生徒等に対する保健衛生対策に加え、心のケアなど、 精神面の健康対策も重要ではないか

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(外国人学校)における 新型コロナウイルス対策の進捗状況

令和3年6月23日 文部科学省大臣官房国際課

1.これまでの取組

- ➤ 公立学校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を発出(都道府県の各種学校担当部局など宛て)
- ▶ 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、感染症対策のための保健衛生用品の購入を支援
- 外国人学校向けに感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行うホームページを開設
- ➤ 無認可施設を含む外国人学校に情報提供を行うメールマガジンを日英両言 語で配信
- ▶ 学校向けの「衛生管理マニュアル」の多言語翻訳版を作成・掲載し、無認可施設を含む外国人学校向けに配信

2.令和3年6月の取組

- ➤ 無認可施設を含む外国人学校に対して、新型コロナワクチンの職域接種の申込みが開始した旨を周知
- ➤ 無認可施設を含む外国人学校(幼・小・中学校相当課程を除く。)に対する 抗原簡易キットの配布に係る調査を実施

外国人学校の保健衛生環境の実態の調査について

資料4



• 外国人学校には、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているものや、無認可施設などが存在する。これらの<u>外国人学校における衛生の確保については、学校向けの規制は適用されておらず、一般の事業所と同様の取扱い</u>となっている。

概要:

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、**外国人学校の児童生徒や教職員においても感染者やクラスター の発生**がみられた。
- こうした状況を踏まえ、外国人学校の保健衛生に係る検討を行うために必要な基礎情報を把握するため、以下のとおり、 **外国人学校の保健衛生環境に係る調査を実施**。

調査期間:2021年4月23日(金)~5月24日(月)

使用言語:日本語、英語、ポルトガル語

調査対象:以下のいずれかに該当する外国人学校(161校)

都道府県から各種学校認可を受けた外国人学校 各種学校でないが都道府県が把握している外国人学校 日本インターナショナルスクール協議会の加盟校 在京ブラジル大使館から認可を受けているブラジル学校

調査方法:上記 と については、都道府県各種学校担当部局を通 じて調査票を配布、回収。上記 と に該当する外国人学 校のうち と に該当しないものについては、文部科学省 が直接調査票を配布、回収。

回答学校数(回答率):80校(50%)

うち各種学校認可校:72校(58%) うち無認可施設:8校(22%)

主な調査項目

新型コロナウイルス感染症に係る対策

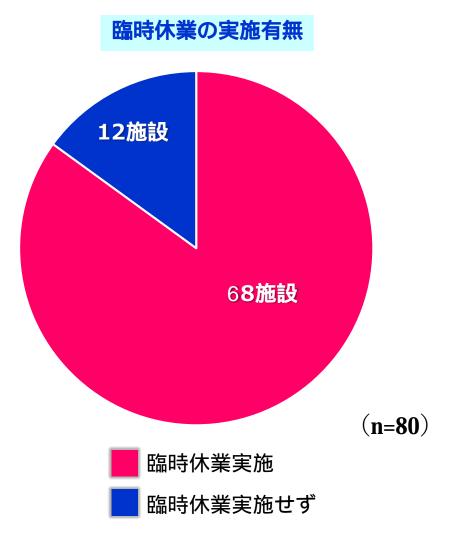
- 全国一斉休校となった昨年3月2日以降、6月頃までの対応状況
- 現在(令和3年4月23日時点)の学校運営の状況
- 新型コロナウイルス感染症対策に向けた国や自治体からの情報提供等の 利用状況

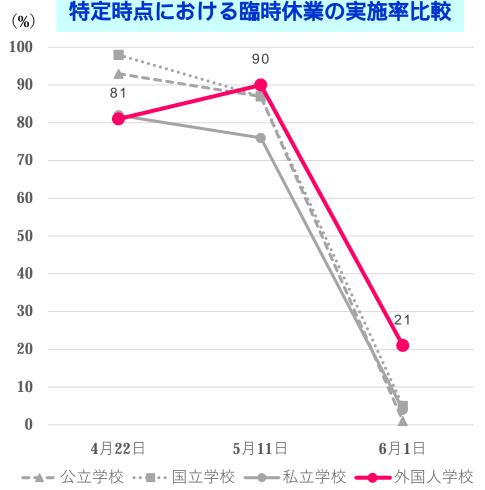
一般的な保健衛生等に係る対策

- 保健室の有無
- 養護教諭の配置
- 学校医の配置
- 児童生徒への健康診断の実施の有無
- 学校の衛生管理の基準の有無
- 教職員への健康診断の実施の有無
- 学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無
- その他、学校で行っている児童生徒・教職員への保健衛生に係る対策



n 昨年3月の一斉臨時休業要請時の対応



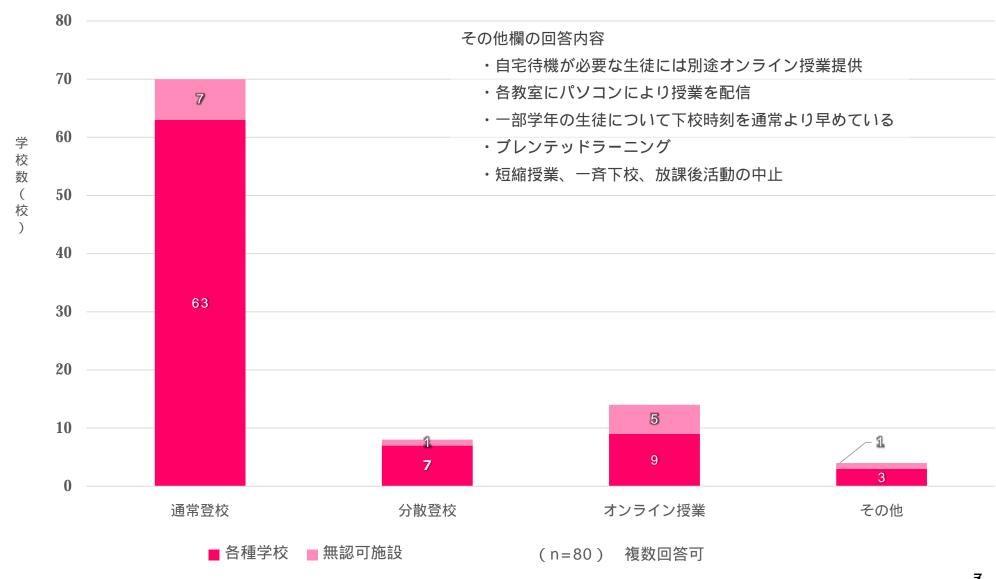


外国人学校に関し、4/22と5/11はn=58,6/1はn=57 国公私立学校の臨時休業実施率は以下の調査結果から引用。

「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」(文部科学省) https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf



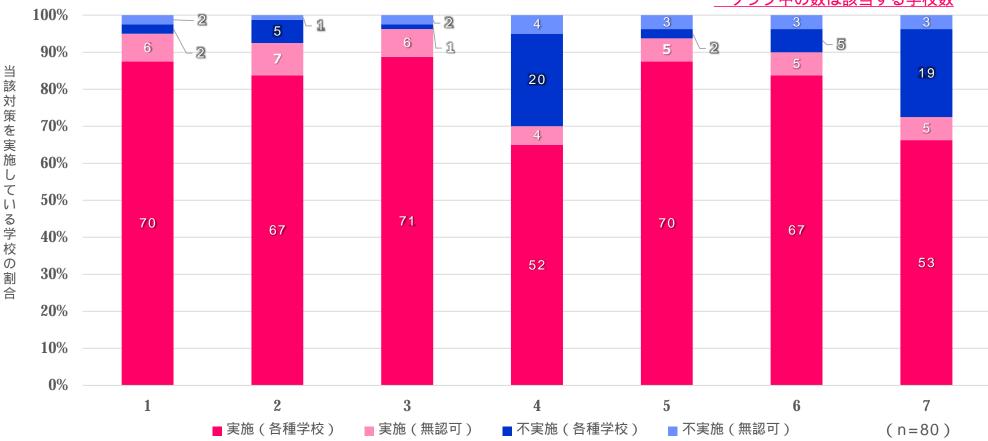
n 現在の学校運営状況





n 各学校で実施しているコロナ対策





- 1. 登校・出勤前の検温等、健康状態の適切な把握
- 2. 教職員が体調不良時には休みを取ったり病院を受診したりしやすい環境整備
- 3. 教室等における常時換気
- 4. 理科における実験・観察、音楽における合唱・管楽器演奏、美術における共同制作や鑑賞、家庭科における調理実習、体育における運動、その他全ての教科におけるグループワーク等、児童生徒が近距離になる活動の一時停止
- 5. 学校内の全ての飲食の場面における飛沫拡散の防止(会話の自粛、席配置等)
- 6. 課外活動について、地域の感染状況を踏まえたリスクの高い活動の一時制限
- 7. 生徒等の登下校時に利用するスクールバスを保有する場合、乗車人数の抑制や換気、乗車前の健康観察等の対策の実施

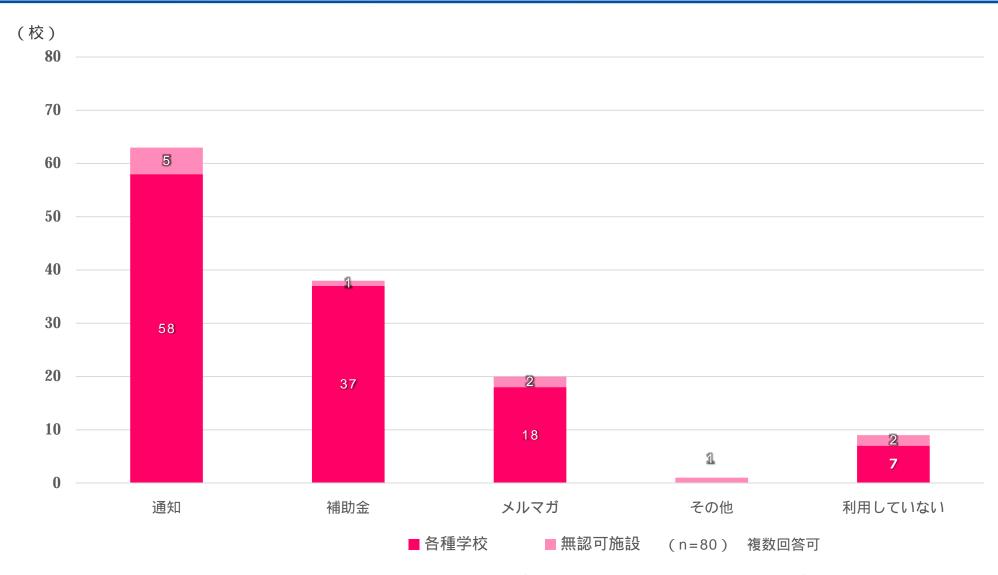


n 各学校で実施しているコロナ対策(自由記述・概要)

- 従業員や生徒全員に常時マスク着用を義務付け
- 保護者・学外者の校内立入制限
- 来校者には全員、検温と手のアルコール消毒を実施
- 新規の来校者には直近の行動に関する簡易なアンケートを依頼
- 児童生徒が近距離になる活動に関しては、注意を払いつつ実施
- 他クラスとの交流をなくすために、選択授業の中止
- 科、学年をまたいだ生徒児童の接触防止(全校行事の中止を含む)
- 部屋や設備・共用スペースの消毒
- 手洗い場増設
- スクールバスに自動車用空気清浄機を設置
- 登校時とお昼休み時間の2回の検温
- 毎日健康観察カード提出の義務化

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援の利用状況

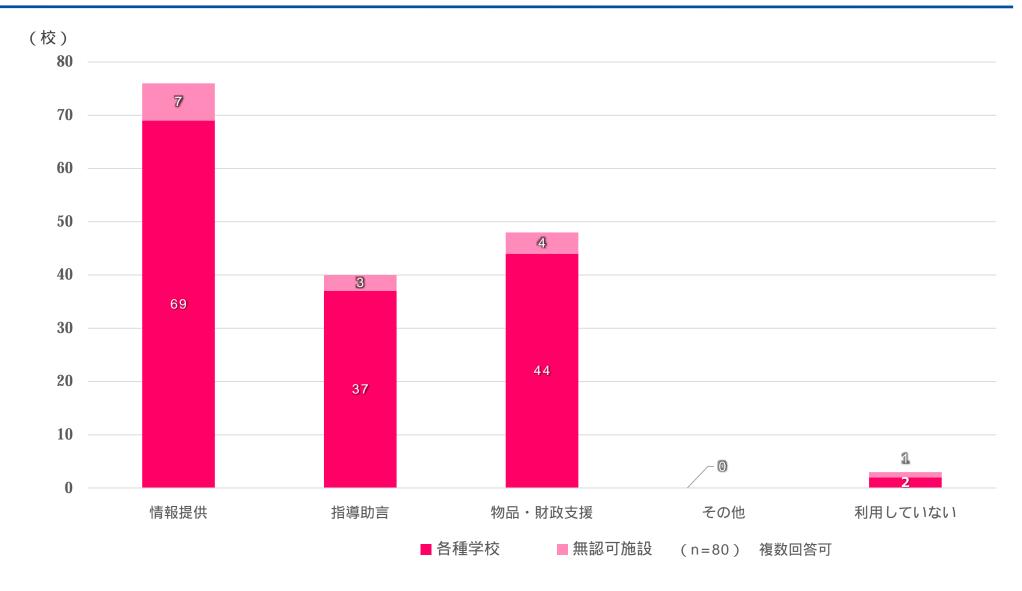




5. 利用していない を選択した9校のうち8校からは「取組があったことを知らなかったため」と回答があり(1校は無回答)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方自治体の支援の利用状況





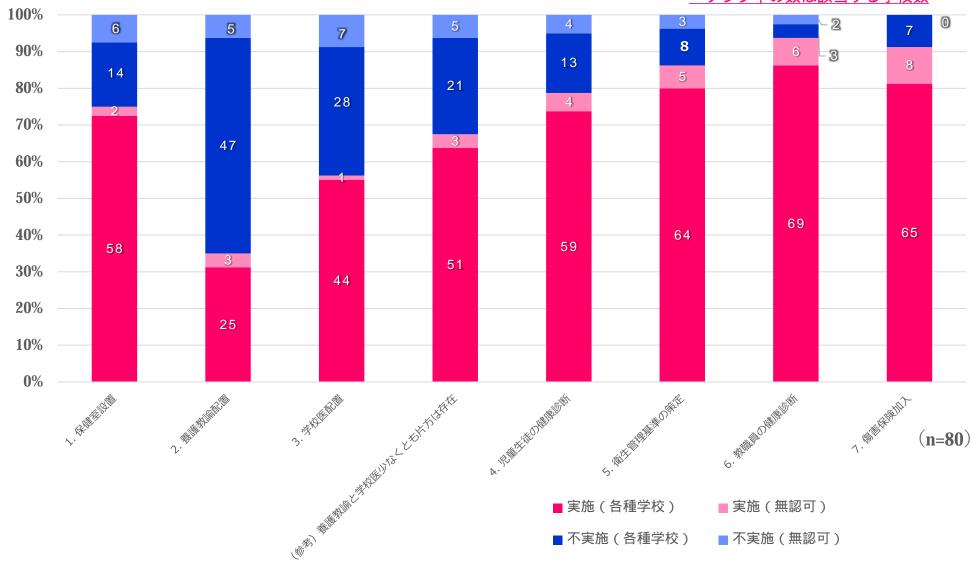
5. 利用していない を選択した3校のうち2校からは「取組があったことを知らなかったため」と回答があり(1校は無回答)

一般的な保健衛生等に係る対策



n 各学校で実施している保健衛生に係る取組

グラフ中の数は該当する学校数



一般的な保健衛生等に係る対策



n 各学校で実施している保健衛生に係る取組(自由記述・概要)

- 手指消毒用の消毒液や消毒ジェル、石鹸の設置等による手指消毒や手洗いの徹底
- 机、ドア、玄関、通学バス等の消毒
- 保健衛生に係る授業や講習等の実施
- マスクやフェイスシールドの配布・着用
- 児童生徒、教職員、来訪者等への検温
- 保護者や学校外部の者の立ち入り制限
- 換気の徹底
- シールドの設置
- (教職員対象の)衛生委員会等による保健衛生に係る会議の実施
- 掲示物による保健衛生に係る意識啓発
- 昼食時原則会話の禁止
- 欠席・家庭待機に係るガイドラインの策定
- 毎日の体調確認
- 必要なとき以外の外出を控える
- 就学時健診の実施
- (新型コロナウイルスに係る) PCR・抗体検査の実施

外国人市民の感染症対策について

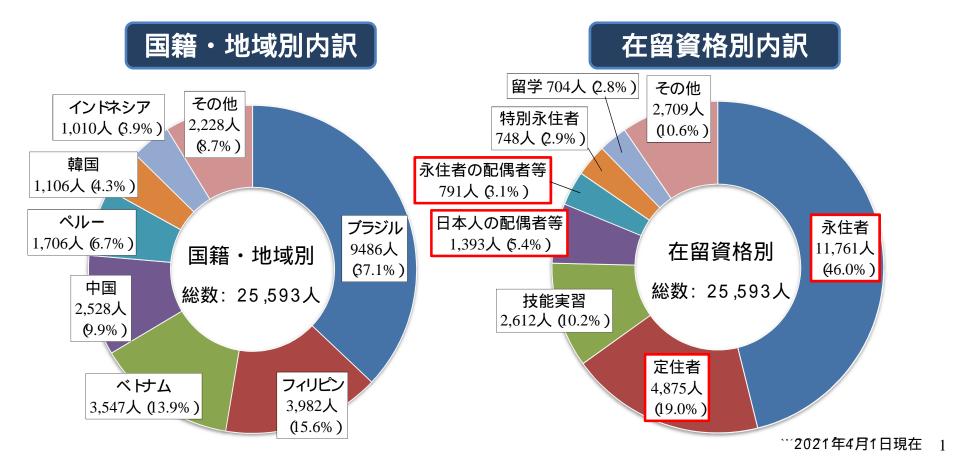


浜松市の外国人市民の状況



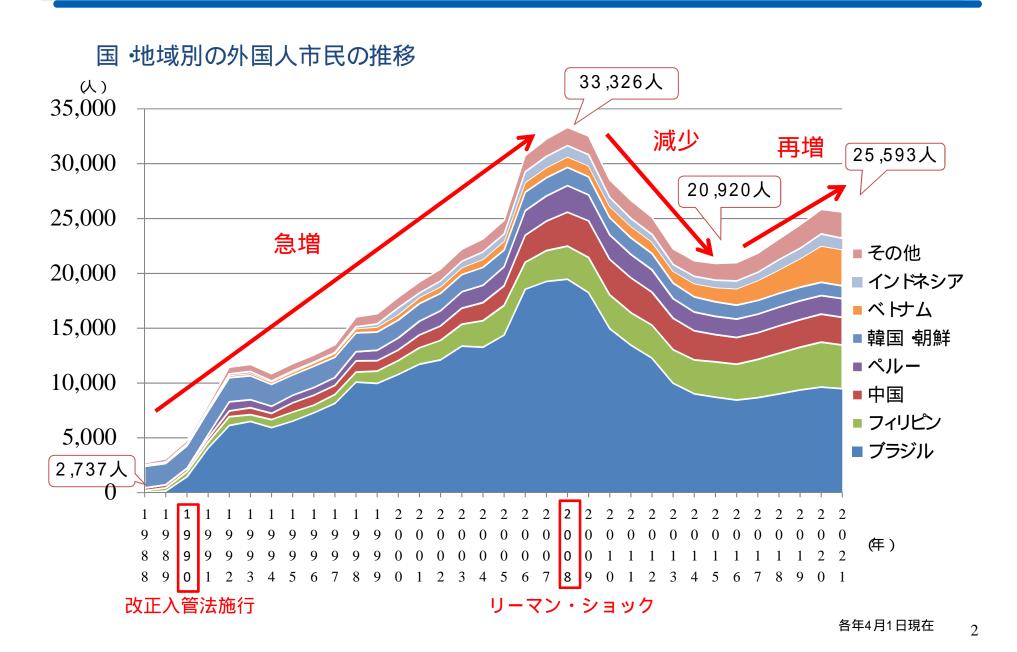
浜松市の特徴

- ・2021年4月1日現在で25,593人の外国人市民が居住
- ・特にブラジル人は9,486人で、全国の都市で最多
- ・2009年に日本で3番目のブラジル総領事館が開設
- ・永住者等の長期滞在が可能な在留資格者が7割を超える



浜松市の外国人市民の状況

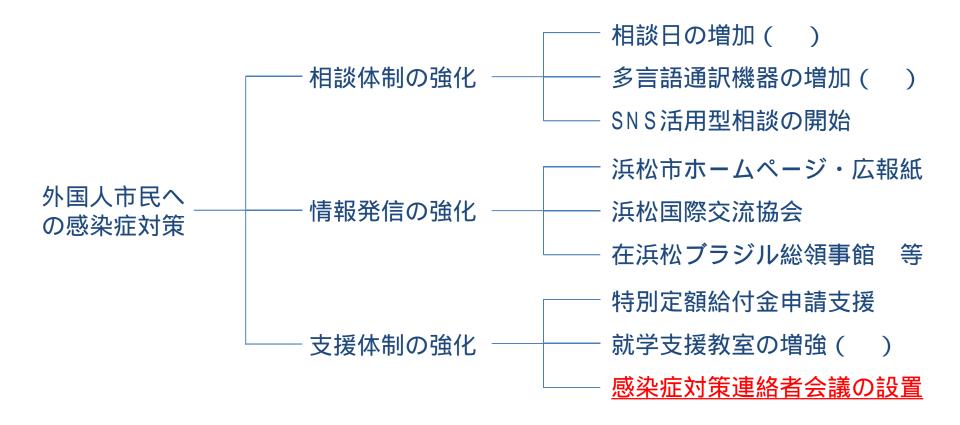




外国人市民の感染症対策について



感染症対策の取り組み状況 (令和 2年 4月~令和 3年 6月)



() 令和2年度コロナ対策事業として、予備費や国の交付金を活用

相談体制の強化



相談件数の急増

令和2年度 多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける相談受付状況

年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	10月	11月	12月
相談件数	554	717	1 ,020	780	676	612	557	530	636	708	466	618
(うちコロナ関連)	263	356	550	292	208	67	68	45	75	43	44	64

令和元年度 相談件数の月平均 341件 令和2年度 相談件数の月平均 656件

コロナ関連相談の割合は全体の26%

コロナ関連の 相談内容の例	□ コロナ感染症そのものへの不安 □ 雇止め、休業等の雇用関係 □ 収入減少による家計不安 □ 特別定額給付金支給、住宅確保給付金、緊急小口資金 □ PCR検査 □ フードバンク
------------------	---

相談体制の強化



多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける多言語窓口相談の強化 令和2年5月下旬~令和3年3月末



言語	従前	拡充後
フィリピノ語、ベトナム語、中国語 スペイン語、インドネシア語	週1回	週3回
ポルトガル語	週6回	週7回
英語	週5回	週5回(変更なし)

市役所窓口での相談対応の強化 令和2年5月下旬~令和3年3月末

□ テレビ電話を通じたオペレーター による13言語対応の多言語通訳タ ブレット型情報端末を3台追加配 備(従前 15台 18台)



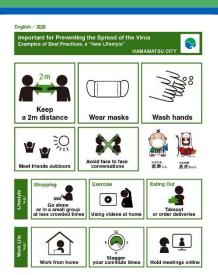


情報発信の強化



浜松市による多言語 やさい 旧本語による情報提供

- □ 浜松市公式ホームページ感染症対策特設サイト開設
- □ 多言語生活情報サイト「カナル・ハママツ」
- □ 広報はままつ掲載(「やさしい日本語」による情報提供)





多言語生活情報サイト 「カナル・ハママツ」

【対応言語】

英語 ポルトガル語 スペイン語 フィリピノ語 中国語 ベトナム語 やさしい日本語

【掲載内容】

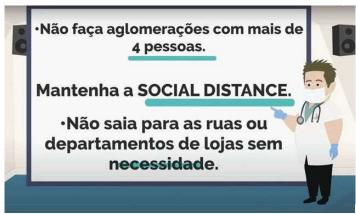
教育、防災、税金、福祉、子育て、健康と医療 ごみ・リサイクル

情報発信の強化



浜松国際交流協会による多言語 やさい 旧本語による情報提供

- □ 浜松国際交流協会ホームページ特設ポータルサイト開設
- □ Facebookによる情報発信
- □ 動画作成・YouTube等での配信
- □ 保健所等からの情報発信に係る翻訳支援









支援体制の強化



特別定額給付金申請支援

申請書の記入補助(多言語対応)

期間: 令和2年5月29日~9月30日

件数: 355件

外国人支援団体への活動支援 10団体の給付金申請支援活動への助成

給付金の周知

Facebook: 8言語 計65回発信

リーチ数88,156

動画配信 : 6,655回再生

ポルトガル語 3,018回

フィリピノ語 1,418回

英語 875回

スペイン語 654回

インドネシア語 328回

ベトナム語 268回

中国語 94回



支援体制の強化



就学支援教室の増強 / 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の拡充 令和2年9月より

コロナ禍における不就学等就学に課題を抱える外国人の子どもの増加に対応する ため、本市が推進する外国人の子どもの不就学を生まない取組「浜松モデル」事 業を拡充

就学支援教室の追加開設 これまでの2教室(雄踏教室、佐鳴台教室)に加え、新たな受け皿として 1教室(駅南教室)を追加開設

就学支援スタッフの追加配置



(新)駅南教室



雄踏教室



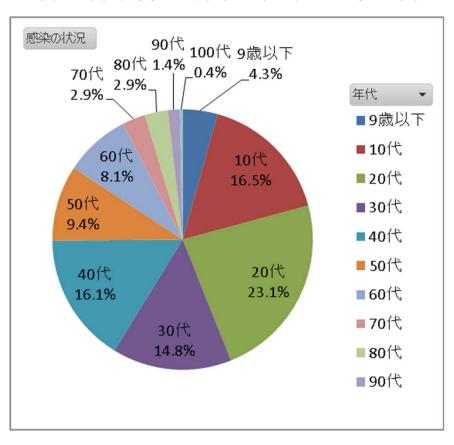
佐鳴台教室

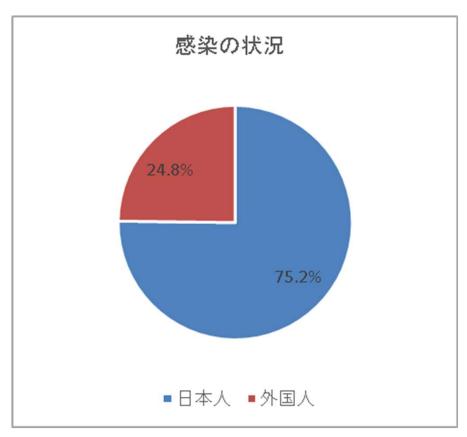
若年層・外国人市民の感染者の急増



新型コロナウイルスの感染拡大警戒宣言を発令(令和3年5月26日)

ゴールデンウイーク明けから本市の感染者が急増 特に若年層や外国人市民の感染が目立つ





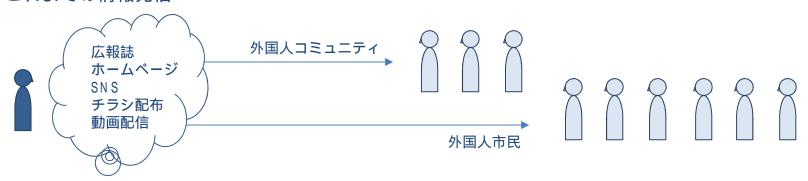
支援体制の強化

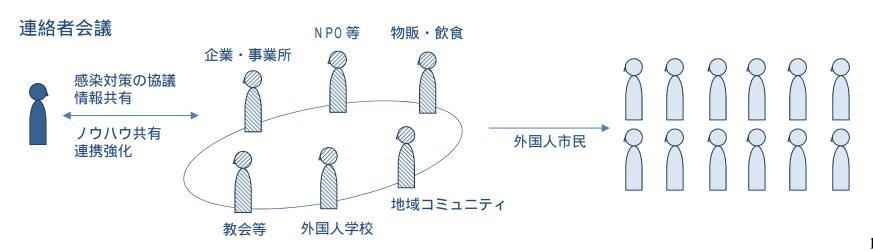


外国人コミュニティとのコロナウィルス感染症対策連絡者会議の設置

外国人市民の感染対策強化のため、外国人市民の生活全般を支える企業・事業所、コミュニティ、外国人学校等の担当者を集めた連絡者会議を設置

これまでの情報発信





支援体制の強化



第1回 連絡者会議(人材派遣会社編)

令和3年5月25日

- □ 人材派遣会社合同による対応策の提案
- □ 注意事項記載の啓発チラシの作成
- □ 浜松国際交流協会による動画製作配信



令和3年6月4日(ポルトガル語で実施)

- □ 人材派遣会社バイリンガルスタッフが 参集
- □ 感染の最新状況や課題を共有
- □ 会議は全てポルトガル語で行われた



外国人学校の状況



浜松市内の外国人学校

令和3年5月1日現在

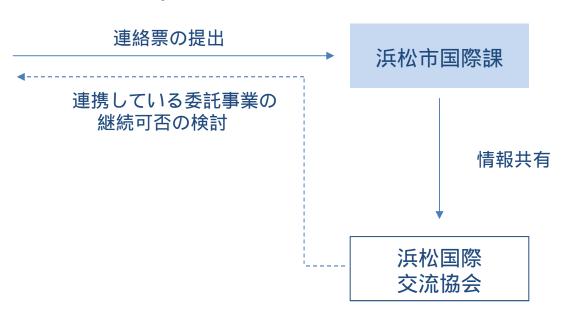
学校名	県認可	ブラジル教育省認可	生徒数
ムンド・デ・アレグリア学校	各種学校	認可(基礎教育)	253
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール浜松	各種学校	認可(基礎及び中等教育)	162
エスコーラ・アウカンセ	-	認可(基礎及び中等教育)	63

連絡体制の構築(令和3年1月28日)

外国人学校

外国人学校の職員、生徒、同居家族がPCR検査を受けることとなった場合





外国人学校の状況



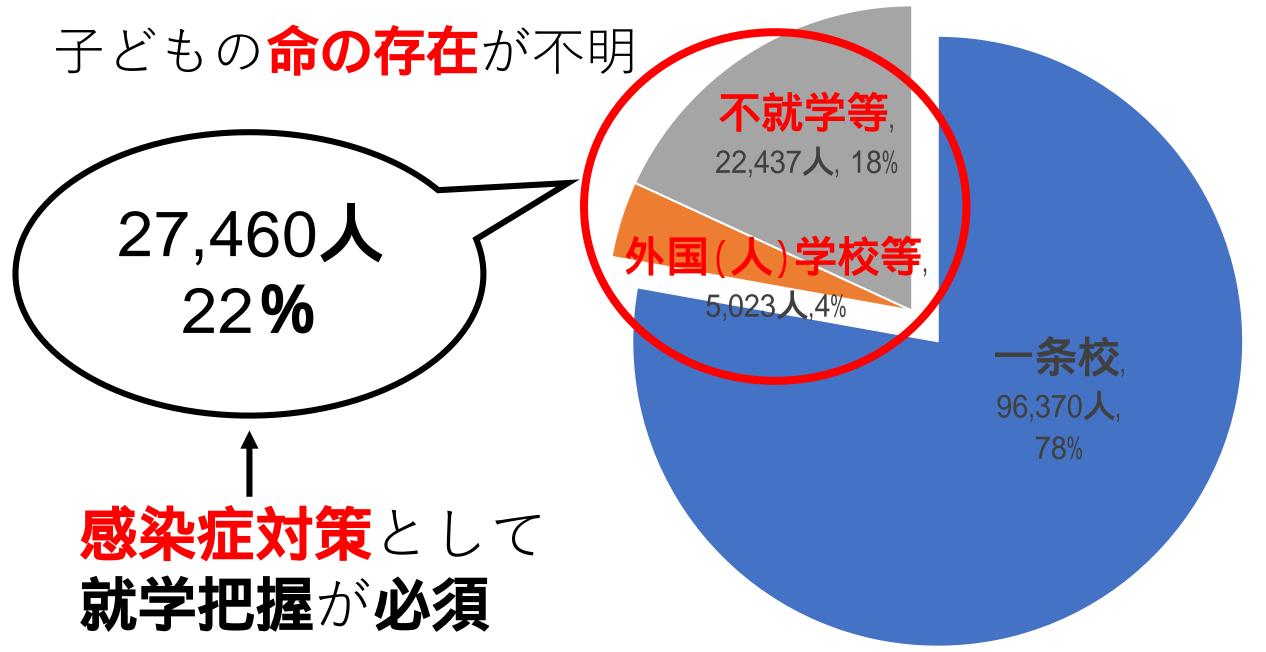
外国人学校の対策状況

対策内容	A 校	B校	C校
01. 児童生徒の検温実施	0	0	0
02. 手洗い・アルコール消毒の徹底	0	0	0
03. 学校内の換気	0	0	0
04. 昼食時の対策 (距離を取る、喋らない等)	0	0	0
05. 共用部分の消毒	0	0	0
06. マスクの着用の徹底	0	0	0
07. 保護者への連絡 通達	0	0	0
08. 在宅学習・オンライン学習の導入	0	0	0
09. 陽性者が出たときのルール	0	0	0
10. 保健室の完備		0	×
11. 校医	0		×
12. 学校衛生管理基準の設定	×	0	×
13. 職員の健康管理 (定期健康診断の実施)	0	0	×

- □ 生徒及び教員の陽性者でも学校内よりも学校外で感染した可能性が大きい
- □ オンライン学習でも低学年児童は在宅学習をさせられず学校に通わせている
- □ 各種学校の認可を受けていない学校は情報入手や支援体制で不利である

感染症対策として見急に求めること

小島 祥美 (東京外国語大学)



早急に取り組むべきこと

1.学齢簿の編製 = 感染症対策

文部科学省(2020年7月1日)

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(2021年度改訂)

2021年6月15日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

《施策番号 69》

- ・住民基本台帳等に基づく**学齢簿の編製**の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握する(2025年度末まで)
- ・**外国(人)学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていること**を踏まえた、**就学状況の円滑な把握や就学促進につながる**支援の充実

出典/総理官邸(2021)

具体的方法の提案(各種学校認可校/無認可校)

- ●認可校は、**都道府県に子どもの名簿**を提出
 - **→都道府県**は、速やかに**市区町村**に報告 →学齢簿を編製

(来年度からの学校基本調査時に、数字だけでなく、子どもの名簿も提出)

●無認可校は、都道府県に届け出をし、子どもに**在籍証明書を発行**

(幼保無償化・認可外保育施設届け出の準用)

→**子ども(保護者)**は、**市区町村**に報告 →学齢簿を編製

市区町村は**近隣の公立小中学校の在籍**として、学齢簿を編製

|例:沖縄県 アメラジアンスクール

別添参照/学校外の民間施設で相談・指導を受けている児童生徒への対応について (1999年11月9日沖縄県通知)※平成30年度通知で更新

早急に取り組むべきこと

2.学校健診の実施 = 感染症予防策

世界に誇る日本の「学校健診とYogo teacher (養護教諭)」

具体的方法の提案(各種学校認可校/無認可校)

- ●認可校は、都道府県や市区町村、養護教諭などと協働して実施
- ●無認可校は、選択制

例えばA方式認可校と同様B方式近隣の公立校
C方式その他(保健センターなど)

日本の学校健診モデルの適応方法

参考/小島(2015)

<参考映像> 放送大学 総合科目

「情報化社会と国際ボランティア」 第8回 国際ボランティア活動の諸相(6) 一国内における外国人支援

講師 中村 安秀 先生

(大阪大学名誉教授/甲南女子大学教授) ゲスト 小島 祥美

現地取材 2019年2月8日

ブラジル学校 EAS**豊橋校にて**



検討すべきこと 3つの法の適用・準用

例:ブラジル学校における制度の適用状況

出典/文部科学省委託研究(2010)

	政府	政府	
		各種学校 無認可校	無認可校
大学受験資格		\bigcirc	X
高等学校等就学支援金の対象		×	×
学校保健安全法	×	×	×
学校給食法	×	×	×
独立行政法人日本スポーツ振興センター法(災害共済給付)	×	×	×

神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、京都府、奈良県、 埼玉県、千葉県、東京都、 和歌山県、広島県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

出典 / 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会(2021年度入学者入試)₃₆

〇学校教育法施行規則

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等 以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(省略)

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

<u> 19都道府県では、公立高校受験資格有 = 「全日制の学校」</u>の証

秋田県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、京都府、奈良県、 和歌山県、広島県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

出典 / 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会(2021年度入学者入試)

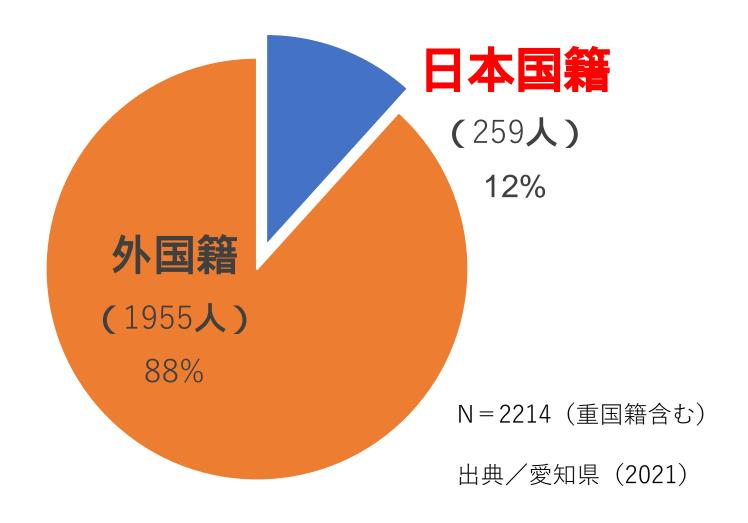
すぐにできること 遠隔授業への支援

<u>学びを止めないために、まずは**タブレットなどの配布**</u> (GIGAスクール構想)

=日本語教育の推進に関する法律に基づく、 日本語教育の実施

外国(人)学校に通う子どもの状況<愛知県編>

(県内24校のうち17校、2020年5月1日現在)



岐阜県八百津町

人道の街

命のビザ

杉原千畝氏生誕の地



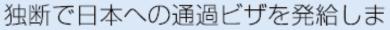
2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です

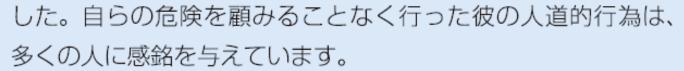


すぎはら ちうね 杉原 千畝

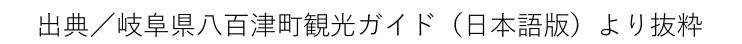
1900 ~ 1986 (八百津出身の外交官)

第二次世界大戦中、ナチスドイツの 迫害から逃れようと、ポーランドか らリトアニアに脱出してきたユダヤ 人約数千人の命を救った外交官、杉 原千畝。外務省の反対を押し切り、





のちにイスラエル政府から"イスラエル建国の恩人"として表彰され、リトアニアのカウナス市内には"スギハラ通り"ができています。





< 引用文献(各web最終アクセス日2021年6月20日) **>**

愛知県(2021)「**2020年度愛知県内の外国人学校に対する調査**」 https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/382316.pdf

外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会(**2021年度入学者を対象にした調査**) https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2020/koko-top.htm

小島祥美(2015)「ブラジル人学校における日本の学校健診モデルの適応の可能性」学校保健研究56,(6),427-434

文部科学省委託研究(2010)「**平成21年度外国人教育に関する調査研究報告書 ブラジル人等の教育機会の**現状と課題について ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題」

(研究代表者:中村安秀)

文部科学省(2020)**「外国人の子供の就学状況等調査(確定値)」**https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00001.htm

総理官邸(2021)「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年度改訂)**」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r03kaitei_honbun.pdf

ありがとうございました

教義第 1858 号 平成11年11月9日

各市町村教育委員会教育長 各教育事務所長 県立教育センター所長 関係機関長

殿

沖縄県教育委員会 教育長 翁 長 良 婦



学校外の民間施設で相談・指導を受けている児童生徒への対応について(通知)

平成11年度の学校基本調査によると、不登校の小中学生の数は全国で12万人を上回り、本県において も1,900人を越え、調査開始以来最多となり憂慮される事態となっております。

不登校問題への対応については、不登校を「特定の子どもに特有の問題があることによって起こる」という観念でとらえるのではなく、様々な要因が作用すれば「どの子どもにも起こり得るものである」という視点でとらえ、各学校においては、教育相談の実施、学級・学年経営の充実、家庭・地域社会・関係機関との緊密な連携を図るなど、すべての児童生徒を対象としたきめ細かな指導・援助を図る必要があります。

本県における不登校児童生徒(日本人と外国人との間に生まれた子ども(以下「重国籍児等」という。) の不登校児童生徒を含む。)の中には、教育委員会等が設置した適応指導教室などの公的機関や民間の相談 ・指導施設など、学校外の施設で相談・指導を受け学校復帰に向けて努力している児童生徒もおります。

このため、県教育委員会は、平成4年9月24日付けの文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」を踏まえ、重国籍児等を含め何らかの事由で小・中学校に登校していない学齢児童生徒で、学校外の民間施設で相談・指導を受けている児童生徒への対応について、基本的な考え方等を下記のとおりとりまとめました。

関係機関においては、不登校問題に対する御理解を深められ、取組の充実に一層努められるようお願いします。

なお、各市町村教育委員会においては、貴管下の学校等への周知を図るとともに、内容を御理解の上、適切な対応をお願いします。

5

1 基本的な考え方

(1) 学校においては、不登校児童生徒の自立を促し学校生活への適応を図るために関係機関と日頃から連携を図っておくことが大切である。

相談・指導を行う関係機関としては、適応指導教室、県立教育センター、青少年センター、児童相談 所などの公的機関が適切であるが、公的な指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことも困難 な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設も考慮されてよい。

(2) 民間施設において相談・指導を受け、学校復帰に向けて努力をしている児童生徒については、このような努力を学校として評価し支援するため、義務教育制度を前提としつつ、下記2の要件を満たす場合に、これら民間施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

2 民間施設で相談・指導を受けている児童生徒の出欠の取扱いについて

指導要録上の出欠の取扱いについては、平成4年9月24日付けの文部省初等中等教育局長通知「登校 - 拒否問題への対応について」によるものとする。

- (1) 出席扱いの趣旨等について
- ① 児童生徒の学校復帰への努力を評価し支援するために出席扱いとするものであること。
- ② 我が国の義務教育制度を前提としつつ、下記(2)の①②の要件を満たす場合に認められること。
- (2) 出席扱いの要件について
- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 民間施設における相談・指導が個々の児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。 民間施設における相談・指導が適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会 と十分連携をとって判断すること。このため、学校及び教育委員会は、学校不適対策調査研究協力者 会議報告の別記として掲げられている「民間施設についてのガイドライン(試案)」に沿って目安を 設けておくことが望ましい。
- ③ 上記①②の要件を満たしたうえで、当該民間施設への通所が学校への復帰に有効かつ適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができること。
- (3) 出席扱いの効果について
- ① 出席扱いとなった日数は、進級・卒業の認定に当たって平素の成績を評価する際の判断要素として 考慮できること。
- ② 学校外の民間施設とのより密接な連携を図りながら、学校が児童・生徒を見守る姿勢を示すことによって、本人の登校意欲を高めたり、再登校を促すという効果も期待できること。
- (4) 民間施設で相談・指導を受けている重国籍児等への対応について 公立小中学校に学籍があり、民間施設で相談・指導を受けている重国籍児等の出欠の取扱いについて は、地域の実態及び家庭の事情、ことばの問題等に配慮し、不登校問題として上記(1)~(3)を適用して 出席扱いも考慮できること。

3 高校入試について

- (1) 志願者のうち、欠席が多い等の理由を説明する必要があると認められる者は、自己申告書を提出することができるようにするとともに、高等学校長は自己申告書が提出された場合、これを選抜資料に加えることができるようにする。
- (2) 民間施設で相談・指導を受けている重国籍児等については、高等学校へ入学するための資格がある者に対し、帰国子女と同様に配慮することができるようにする。

「民間施設についてのガイドライン (試案)」に沿って目安を設ける際の留意事項

平成11年11月9日付け教義第1858号で通知した「学校外の民間施設で相談・指導を受けている児童生徒への対応について」の2の(2)で示したように、学校及び教育委員会が判断を行う際は「民間施設についてのガイドライン(試案)」に沿って目安を設けることが望ましい。

民間施設はその性格、規模、活動内容等様々であるが、学校及び教育委員会が目安を設ける際の留意事項を下記に示す。

記

1 児童生徒個々の状況の把握について

児童生徒の出欠の取扱いに当たっては、保護者の就学義務の履行の状況、児童生徒が不登校となった直接のきっかけ及び不登校状態が続いている理由についてその状況を個別に把握し、その状況を踏まえた取扱いを行う。

- 2. 継続的な連携について
- (1) 学校と保護者との連携
- ① 学校家庭訪問等による就学相談、進路相談、生徒指導等を行う。
- ② 保護者 学校への復帰を前提とした連携・協力に努める。
- (2) 学校、教育委員会及び民間施設の連携
- ① 教育委員会

「学校、教育委員会及び保護者・民間施設連絡会」 (仮称) を主催し、必要事項についての連絡・ 調整を行う。

- ② 学 校 教育計画に民間施設との連携を位置づけ組織的・計画的な取組を行う。
- ③ 民間施設 児童生徒の出席状況及び学習状況等を学校及び教育委員会に定期的に報告を行う。

今後のスケジュール (案)

第2回 6月23日(水)(今回)

- ・有識者ヒアリング
 - · 鈴木三男 浜松市企画調整部国際課長
 - ·小島祥美 東京外国語大学准教授
- ・外国人学校の保健衛生環境調査 調査結果(速報値)を報告
- ・外国人学校の保健衛生環境に関する論点について議論

第3回 7月12日(月)(午前中2時間程度:予定)

- ・有識者ヒアリング(外国人学校・インターナショナルスクール)
- ・中間とりまとめ骨子(案)について議論

第4回 8月5日(木)(午前中2時間程度:予定)

- ・中間とりまとめ(案)について議論
- ※ 月1回程度開催し、令和3年12月中をメドに最終とりまとめ予定